

フィンランド

特許規則

1980年9月26日法律No. 669

2013年7月16日法律No. 580により改正

2013年9月1日施行

目次

特許出願及び出願の記録簿

第1条

第2条

第3条

第4条 廃止

第5条

第6条

第7条 廃止

第8条 廃止

第9条

優先権

第10条

第11条

第12条

第13条

クレーム

第14条

第15条

第16条

明細書

第17条

第17a条

第17b条

第17c条

要約書

第18条

出願の補正

第19条

第 20 条

第 21 条

分割及び分離

第 22 条

第 23 条

第 24 条

公衆が利用できるようにすること

第 25 条

第 25a 条

第 25b 条

第 25c 条

第 25d 条

特許出願の処理

第 26 条

第 26a 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 29a 条

第 30 条

特許の付与

第 31 条

第 32 条

第 32a 条

異議申立

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 36a 条

第 37 条 廃止

特許登録簿

第 37a 条

第 38 条

第 38a 条

第 38b 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 42a 条

特許庁が発行する公告

第 43 条

訴訟を提起するための特別な権利

第 44 条

国際特許出願の受理官庁

第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条

国際特許出願の国際事務局への送付

第 51a 条

国際特許出願の手続遂行

第 52 条
第 52a 条
第 52b 条
第 52c 条

補充的保護証明書

第 52d 条
第 52e 条
第 52f 条
第 52g 条
第 52h 条
第 52i 条
第 52j 条
第 52k 条
第 52l 条

第 52m 条

第 52n 条

第 52o 条

第 52p 条

欧州特許出願の受領

第 52q 条

欧州特許出願の国内出願への変更

第 52r 条

第 52s 条

備えるべき欧州特許出願の記録簿

第 52t 条

欧州特許及び欧州特許出願に関する翻訳文

第 52u 条

第 52v 条

第 52x 条

第 52y 条

第 52z 条

経過規定

特許出願及び出願の記録簿

第1条

フィンランド特許出願は、フィンランド国家特許登録庁(特許庁)に対して行わなければならない。

フィンランドを指定国とする国際出願は、特許協力条約(フィンランドの制定法に係る条約集58/1980)及びその規則に基づいて授権されている受理官庁である当局又は国際機関に対してしなければならない。第45条から第50条まで、及び第51a条は、受理官庁としての特許庁についての規定を含んでいる。

特許出願に関する本規則の規定は、別段の定めがない限り、次の事項に限って適用する。

- (1) フィンランド特許出願
- (2) 国際出願であって、特許法第31条に基づいてフィンランドにおいて手続が行われる、又は同法第38条に基づいて審査のために受理されるもの
- (3) 特許法第70s条に基づいて国内出願に変更される欧州特許出願

第2条

フィンランド特許出願は、願書及び付属書類で構成されるものとする。

願書は、出願人又はその代理人によって署名されていなければならない。また、下記事項を記載していなければならない。

- (1) 出願人の名称、住所及び宛先並びに出願人が代理人を選任している場合には、代理人の名称、住所及び宛先
- (2) 発明者の名称及び宛先
- (3) 出願が対象としている発明の簡潔で、かつ、事実に基づく名称
- (4) 特許出願が複数の者によって共同でされる場合には、その内の誰が出願人全員を代表して特許庁からの通信を受ける権原を有するか、又は代理人を選任している場合には、当該権原を共同して誰に授権しているかについての陳述
- (5) 該当する場合には、出願が特許法第8a条に基づく生物学的材料の寄託を含んでいる旨の陳述
- (6) 願書に添付する書類の一覧
- (7) 出願人が、出願に関する決定書が英語で与えられることを望む場合には、その旨の請求願書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 発明についての明細書であって、発明の理解に必要なときには、その図を伴っているもの、クレーム及び要約書

(2) 出願人が発明者でない、又は発明を本人がしていなかった場合には、その発明についての出願人の権原を証明する陳述書

出願人によって選任された代理人は、その代理人が願書において授権されているときを除き、その授権を証明しなければならない。

出願をするときに、所定の出願手数料を納付しなければならない。

第3条

書類が特許法第8条第5段落に定めている言語の1によって作成されていない場合には、出

願人は特許庁に、その書類のフィンランド語、スウェーデン語又は英語による翻訳文も提出しなければならない。明細書、要約書又はクレームでない書類について、又はフィンランド出願の明細書若しくはクレームであって、第 21 条第 1 段落に基づく基本書類に含まれていないもののテキストについては、特許庁は、翻訳文についての要求を放棄すること、又はフィンランド語、スウェーデン語又は英語以外の翻訳文を受理することができる。

第 4 条 廃止

第 5 条

特許法第 9 条において言及した新規性調査を取得するためには、出願人は出願日又は該当する場合には、出願日とみなされる日から 3 月以内に、特許庁に対して書面による請求をし、かつ、調査機関が定める手数料を納付しなければならない。出願書類が調査機関にとって受け入れ可能な言語によって作成されていない場合には、請求書には、特許庁が定める言語による出願書類の翻訳文を添付しなければならない。

第 1 段落にいう調査は 2 以上の機関によって行うことができ、また、出願人が、その内の何れかを指定することを望む場合には、出願人は請求書においてその機関を指定しなければならない。

第 1 段落に定める期間が終了したときに、出願書類及びその翻訳文が国際出願に関する方式要件を満たしていない場合には、請求は取り下げられたものとみなされる。

第 6 条

特許庁は願書に、特許庁においてそれを受け取った日を記載する。

第 7 条 廃止

第 8 条 廃止

第 9 条

特許が求められている発明が他の者に譲渡された旨の届出があったときは、後者は、譲渡の証拠が提出される場合に限り、出願記録に出願人として記録する。

優先権

第10条

特許法第6条に基づいて優先権を享受するためには、出願人は、優先権の基礎とする最初の出願がされた日から16月以内に書面でその優先権を主張し、同時に、出願国、出願日及びできるだけ速やかに、出願番号を届け出なければならない。出願人は、前記の期間内に、かつ、同一の条件に基づいて、優先権主張を追加又は補正することができる。追加又は補正が優先日の変更を生じる場合には、その優先日は、原優先日又は変更後の優先日から16月の期間の内、何れか先にその16月期間が終了する期間の中に届け出ることができる。16月の期間は終了したが、その出願の出願日から4月が経過していない場合には、出願人は、この4月内に当該届出を提出することができる。

国際出願の場合は、優先権主張は願書自体においてしなければならず、その際、優先権の基礎とする出願の出願国、出願日及び出願番号を記載するものとする。しかしながら、出願人は優先日から16月以内に、受理官庁又は世界知的所有権機関の国際事務局に届け出ることによって、優先権主張を追加又は補正することができる。追加又は補正が優先日の変更を生じる場合には、原優先日又は変更後の優先日から16月の期間の内、何れか先に終了する期間の内、その優先日についての届け出をすることができる。16月の期間は終了したが、出願日から4月が経過していない場合には、出願人は、この4月の内に、通知を提出することができる。

しかしながら、第1段落及び第2段落において言及した優先権の主張は、その出願を公衆が利用することができるようにされた後では、追加又は補正をすることができない。

第22条に基づいて出願の分割がされた場合には、親出願に関する優先権の主張は、別途の請求なしに、分割から生じた新出願にも適用される。

第11条

優先権を主張する出願人は、主張する優先日から16月以内に、優先権の基礎とする出願がされた特許当局によって発行された証明書であって、優先権に係る出願の出願日及び出願人の名称を記載したもの並びに同当局によって認証された出願の写しを特許庁に提出しなければならない。その写しは、特許庁が定めた様式で提出しなければならない。しかしながら、国際出願に関しては、証明書は、特許庁がその旨の指令を発令した後に限り、提出するものとする。そのような出願に関しては、優先権書類はまた、特許協力条約に基づく規則第17.1規則に従って世界知的所有権機関の国際事務局若しくはその出願を受理した官庁に提出することができる、又は後者の官庁に対し、優先権書類を国際事務局への回付を求める請求をすることができる。

特許庁は、第1段落において言及した、証明書及びその写しを提出する義務を免除することができる。

国際出願の優先権の基礎とする出願書類の写しが第1段落にいう国際事務局に提出されている場合には、特許庁は、特許協力条約に基づく規則第17.2規則に従って、写し及び当該写しの翻訳文を要求することのみができる。

第12条

優先権は、その発明が開示された最初の出願のみを基礎とすることができる。

最初の出願をした者又はその権原承継人が同一の発明に関して同一の特許当局に後に出願をした場合には、後に出願を優先権の基礎として引用することができる。ただし、後に出願の出願時に、先の出願が、公衆が利用できるようにされることなく、また、権利を存続させることなく、取り下げられ、却下され又は拒絶されており、かつ、既に優先権の基礎として使用されていないことを条件とする。優先権が後に出願に基づいて得られている場合には、先の出願は、もはや優先権主張の基礎として使用することができない。

第13条

優先権はまた、出願の一部についても取得することができる。

出願は、先の複数の出願に由来する優先権も主張することができ、それらの出願が異なる国に関連しているときも同様とする。

クレーム

第14条

クレームは、次の事項を含んでいなければならない。

- (1) 発明の名称
- (2) 必要な場合には、発明の新規性が関係する技術(先行技術)を特定する陳述、及び
- (3) 発明の新規、かつ、特有の特徴についての陳述

個々のクレームは、1の発明にのみ関係することができる。

可能な場合には、発明は次の範疇、すなわち、生産物、装置、方法又は用法の何れか1に關係するものとする。

クレームは、そこに開示する発明に關係がない事項又は出願人が主張する排他權に關係がない事項を含んではならない。

第15条

出願は、2以上のクレームを含むことができる。出願が2以上のクレームを含んでいる場合には、それらは連続的に配置し、番号を付さなければならない。

クレームは、独立クレーム又は従属クレームとすることができる。従属クレームは、その出願の中の他のクレームにおいて開示されている発明の実施態様に関係しており、それ故にそのクレームの特徴のすべてを含んでいるものである。それ以外のクレームは、すべて独立クレームである。

1又は2以上の従属クレームが、1のクレームに關係することができる。また、1の従属クレームは、先行する複数のクレームを引用することができる。従属クレームは、先行クレームの引用で始まり、また、発明を特性化する追加的特徴を記述しなければならない。

第16条

出願が複数の発明を含む場合には、それらの発明は相互に依存するものでなければならない。それらの発明は、全部又は一部において同一又は類似の特別の技術的特徴を有するという点において、それらすべての間に技術的關連が存在する場合には、相互に依存しているとみなされる。特別の技術的特徴という用語は、発明を全体としてみるとき、技術水準を超える上で個々の単一発明が寄与する技術的特徴を意味する。

複数の発明が相互に依存しているか否かという問題は、それらが個別の特許クレームにおいて記述されているか、又は単一のクレーム中での選択肢として記述されているかに関係なく判断される。

明細書

第 17 条

明細書は、発明の理解を助ける主題事項のみを含むことができる。新造語又は一般に受け入れられていない技術用語を使用しなければならない場合には、当該用語の説明をしなければならない。度量衡の呼称及び単位は、北欧諸国で一般に使用されているものから逸脱してはならない。

出願が特許法第 8a 条に基づく生物学的材料の寄託を伴っている場合には、出願人は出願の付属として、同人にとって利用可能な、生物学的材料の特徴に関するすべての関連情報を提出しなければならない。

第 17a 条

特許法第 8a 条第 1 段落に基づく寄託は、1977 年 4 月 28 日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約(ブダペスト条約)に基づく国際寄託当局である機関又は欧州特許庁が認定するその他の寄託機関にしなければならない。

寄託は、ブダペスト条約に従ってされるものとする。

特許庁は、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局である機関の一覧を調製するものとする。

第 17b 条

生物学的材料の寄託をした場合には、出願人は、出願日又は優先権を主張する場合には、優先日から 16 月以内に、寄託先である機関及び同機関によってその寄託に付与されたアクセスコードについて書面で特許庁に通知しなければならない。国際出願に関しては、その情報は、前記と同一の期間内に世界知的所有権機関の国際事務局に提出することができる。

出願人が出願書類を、特許法第 22 条第 1 段落及び第 2 段落に規定されているより早い時期に公衆が利用できるようにすることを請求した場合には、第 1 段落において言及した情報を遅くともその請求と同時に提出しなければならない。出願人が特許協力条約第 21 条(2)(b)に基づく国際出願の早期公開を請求する場合には、その情報を遅くとも公開請求と同時に提出しなければならない。

寄託がブダペスト条約に基づく規則第 5.1 規則に基づいて 1 の国際寄託機関から他の国際寄託機関に移転された場合には、出願人は特許庁に対し、その移転及び寄託に係る新たなアクセスコードを通知しなければならない。

特許庁は第 1 段落及び第 3 段落において言及した情報の証拠として、寄託機関が発行する寄託受領証の写しを要求することができる。

第 17c 条

特許法第 8a 条第 2 段落において言及する新たな寄託は、ブダペスト条約に基づく、新たな寄託に関する規定に従ってされるものとする。

新たな寄託は、寄託者が国際寄託当局から先の寄託物の試料はもはや分譲することができない旨の通知を受領した日から 3 月以内にしなければならない。寄託機関が寄託物の属する種類の生物学的材料について国際寄託当局として行動することを取り止めた場合又はブダペスト条約に基づく義務を履行しなくなった場合において、寄託者がその旨の通知を、国際事務

局によるその事実の告示から 6 月以内に受領していないときは、当該の公告された告示から 9 月以内に、新たな寄託をすることができる。他の寄託機関に関しては、前記の寄託をするための期間は、欧州特許庁がその件についての対応する告示を公告した日に開始する。

新たな寄託から 4 月以内に、寄託者は特許庁に、寄託機関が新たな寄託に関して発行した受領証の写しを提出しなければならない。ただし、第 17b 条第 1 段落又は第 2 段落に定める期間がそれより後の日に終了する場合には、受領証は、その遅い期間内に提出することができる。受領証を提出するときは、寄託に係る出願番号又は特許番号を記載しなければならない。

要約書

第 18 条

フィンランド出願の要約書は、第 21 条第 1 段落又は第 24 条第 1 段落の規定による基本書類を構成する書類に含まれている明細書及びクレームをその基礎としなければならない。要約書は発明の名称を含んでいなければならない、また、その発明が関係している技術的課題、発明によって提供される解決原理及び発明が使用される主要分野を明らかにすることができる程度の十分な明瞭性をもって作成しなければならない。要約書の最終文言は、可能であれば、特許法第 22 条第 2 段落に基づいて出願を公衆が利用できるようにされる前に決定されなければならない。

国際出願又は国内出願に変更された欧州特許出願が、国際調査機関又は欧州特許庁によって確認された要約書を含んでいる場合には、その要約書の文言は、承認されるものとする。このような事情ではない場合には、特許庁は当該出願における要約書も確認するものとする。後者の場合には、第 1 段落の規定を適用することができる。

出願の補正

第 19 条

クレームは、第 21 条第 1 段落若しくは第 2 段落又は第 24 条第 1 段落に基づく基本書類を構成する書類において開示されていない主題事項を含むように補正することができない。クレームを補正して新たな特徴を追加する場合には、出願人は、同時にそれら新たな特徴が基本書類に記載されている箇所を記述しなければならない。

特許庁が新規性調査報告を発行した後においては、先のクレームにおいて開示されている発明から独立している発明を開示するクレームを同一出願に含めることができない。

国際出願に関しては、出願人の同意があるときを除き、第 52b 条に定める期間が終了するまでは新規性調査報告は発行されないものとする。

出願人は明細書及び図面の補正又は追加を、それが特許法第 8 条により必要である場合に限り、行うことができる。当該補正又は追加は、基本書類に対応部分を有しているもの以外の事項をクレームに含ませることができない。

第 20 条

特許庁による特段の許可がある場合を除き、クレームの補正又は追加は、すべてのクレームを連続的に記載した新たな書類を提出することによって行うものとする。

第 21 条

本規則の適用上、基本書類であって、フィンランド特許出願、特許法第 38 条に基づいて特許庁が処理を引き受ける特許出願及び国内出願に変更された欧州特許出願に関するものは、提出された又は提出されたとみなされる出願書類に含まれている、フィンランド語、スウェーデン語又は英語による、図面を伴った明細書及びクレームによって構成されるとみなされる。これらの書類が出願時の出願書類に含まれていない場合には、その後最初に提出されるフィンランド語、スウェーデン語又は英語による明細書及びクレームが基本書類を構成するものとみなされる。ただし、それら書類の内容が当該時点において特許庁が保有する書類の内容に明確に一致していることを条件とする。

特許法第 31 条に基づいて手続が行われる国際出願の基本書類は、次のものから構成されるとみなされる。

(1) 翻訳文が、出願手続をするために要求される場合には、特許法第 31 条に基づいて提出された明細書、図面及びクレームの翻訳文であって、第 52b 条に定める期限内にされた補正があるときは、それを含んでいるもの、又は

(2) 出願書類がフィンランド語、スウェーデン語又は英語によって作成されていた場合には、特許法第 31 条に基づいて提出された明細書、図面及びクレームの写し

出願人が出願時に、その発明の保護を求める出願がフィンランド外の特許当局にされている旨を述べ、かつ、外国出願の出願日及び出願番号を届け出ている場合には、その後提出される外国出願書類の認証謄本は、フィンランド特許庁に対してその出願がされたのと同時に、特許庁に到着しているものとみなす。

分割及び分離

第 22 条

2 以上の発明が基本書類に開示されている場合には、出願人は、その出願を 2 以上の出願に分割することができる。分割は、特許法第 19 条第 1 段落に基づく通知がされる前に限り、することができる。分割は、第 21 条に基づく基礎書類が提出される前には行うことができない。原出願(親出願)から分割された発明についての新たな出願は、出願人からの請求があったときは、親出願と同時にされたものとみなされなければならない。

第 23 条

基礎書類からは明らかでない発明が、明細書若しくはクレームに対して追加をすることによって、又はその他の方法によって、特許出願として提出された場合には、分離によって作成されたその発明に関する新たな出願は、出願人からの請求があったときは、その発明を開示した書類が特許庁によって受領された日にされたものとみなすことができる。

分離は、特許法第 19 条第 1 段落に基づく通知がされる前に限りすることができる。分離は、第 21 条に基づく基礎書類が提出されるまでは行うことができない。分離による出願においては、保護は、新たな書類が提出されたときに親出願の書類において開示されている内容についてのみ、主張することができる。

第 24 条

分割又は分離が生じた場合には、新たな出願の願書と同時に提出された、図面付の明細書及びクレームは、基本書類を構成するものとみなす。

新たな出願は、それが出願時の出願から明らかである場合に限り、分割又は分離から生じたと考えることができる。

当該の分割又は分離出願においては、親出願の通し番号を記載しなければならない。

公衆が利用できるようにすること

第 25 条

特許出願の書類が、特許法第 22 条第 2 段落又は第 3 段落に基づいて特許付与の前に公衆が利用できるようにされた場合には、要約書は、その最終文言が確定し次第直ちに印刷されるものとする。特許庁はまた、要約書と共に他の出願書類を印刷するよう決定することができる。これらの書類は、所定の手数料の納付を条件として、何人も利用できるようにされるものとする。

特許法第 22 条第 4 段落に基づく告示は、出願の通し番号及び分類、受領日及び出願日、発明の名称並びに出願人及び発明者の名称及び宛先を記述しなければならない。優先権が主張されている場合には、告示はまた、関連する先の出願がされた所並びに当該先の出願の出願日及び通し番号も記述しなければならない。出願が生物学的材料の寄託を含んでいる場合には、この事実を告示に記載しなければならない。特許法第 22 条第 7 段落に基づいて、出願人が生物学的材料の試料を特別の専門家に対してのみ分譲するよう請求している場合には、この事実も告示に記載されなければならない。

国際出願における明細書又はクレームの翻訳文が、第 52b 条に定める期間内であるが、それらの書類を公衆が利用できるようにされた後に補正された場合には、当該補正についての告示が公告されなければならない。

第 25a 条

特許法第 22 条第 8 段落第 1 文に基づいてされる、寄託物の試料を入手するための請求書は、ブダペスト条約に基づく規則第 11 規則に定められているところに従って作成しなければならない。

試料を入手しようと思う者は出願人又は特許権者に対し、出願についての最終決定が下されるまで、又は特許が付与された場合には、その特許が消滅するまでは、寄託生物学的材料を含む試料又はそれから得られる如何なる材料も実験目的以外には使用せず、かつ、如何なる他人にも利用させない旨の保証書を与えなければならない。ただし、出願人又は特許権者がこの保証書についての権利を明示して放棄するときは、この限りでない。

また、試料に関して前段落に定められているものと同じ保証書が、試料から得られる生物学的材料であって、発明を実施する上で不可欠な、寄託生物学的材料の特徴を保有しているものに関しても与えられなければならない。

保証書は、請求書に添付しなければならない。

第 25b 条

試料が特別の専門家のみを対象として分譲されることを求める、特許法第 22 条第 7 段落に基づく請求は、出願日又は優先権が主張される場合には、主張されている優先日から 16 月以内にしなければならない。

特許庁は、専門家としての指定を受ける意思を表明しており、かつ、専門家としての職務に適していると認められる者についての一覧を作成するものとする。専門家一覧に含めるように選定された者についての決定は、第 43 条の規定に従って告示されるものとする。

試料が特別の専門家に対してのみ分譲できる場合には、試料請求書にはそのような専門家と

して依頼される者を記述しなければならない。請求書には、その発明に対して付与される特許が消滅するまで、又は出願に対して特許を付与しない旨の最終決定が下された場合には、出願日から20年が経過するまでは、試料は実験目的以外には使用せず、かつ、他人に利用させない旨の当該専門家から出願人に宛てた保証書を添付しなければならない。保証書はまた、試料から得られる生物学的材料及び試料から派生する生物学的材料であって、発明を実施するのに不可欠な、寄託生物学的材料の特徴を保有しているものにも適用される。一覧に含まれている者又は出願人が特定の事件において承認した者は、専門家として依頼することができる。

第 25c 条

特許出願人又は特許権者に与えられる保証書に関する第 25a 条及び第 25b 条に定められた規定に拘らず、試料から派生した生物学的材料は、新たな特許出願のために寄託することができる。

第 25d 条

試料の分譲が請求され、特許法及び本規則の何れも試料分譲を排除しない場合には、特許庁は、その旨の証明書を発行しなければならない。特許庁は、試料分譲請求書及び上記証明書を、寄託がされている寄託機関に送付しなければならない。特許庁は同時に、出願人又は特許権者にその請求書及び証明書の写しを送付しなければならない。

特許庁が、第 1 段落において言及されている証明書は発行することができないと決定した場合には、その決定を通知しなければならない。試料の請求をした者は、その決定に関して、フィンランド国家特許登録庁に関する法律に定められているところにより、市場裁判所に上訴することができる。特許庁審判部の決定又は市場裁判所の上記決定に関しては上訴することができない。

特許出願の処理

第 26 条

特許法第 2 条に定める特許付与の条件が満たされているか否かを審査するときは、特許庁は、同庁が注目するすべての事実を考慮するものとする。

特許庁の審査は、次の事項を基にして行うものとする。フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、米国、英国、フランス、ドイツ及び欧州特許庁からの特許明細書、公開された明細書及び公開された出願書類又はその要約書。公衆が利用できるようにされている国際出願又は要約書及び出願であって、フィンランドにおいて公衆が利用できるようにされるもの。必要と判断された場合には、利用することができる他の文献も審査することができる。

第 26a 条

出願審査中にその出願の審査にとって重要な通信が特許庁に提出された場合には、出願人はそれについて通知をうけるものとする。その通信がその発明についての一層有効な権原に関するものでない場合には、特許庁は通信を提出した者に対し、特許が付与された場合には異議申立をすることができることを通知するものとする。

第 27 条

特許出願の審査にとって必要な場合には、特許庁は、特許庁職員でない専門家と協議することができる。

第 28 条

発明を評価する上で必要な場合には、特許庁は出願人に対し、ひな形、見本等を提出すること、又は検証若しくは実験をするよう要求することができる。

第 29 条

外国の特許当局に対して特許の付与を求めている発明に関し、フィンランドにおいて特許出願をする者は、特許法第 74 条第 3 段落に定める制限の下で、当該外国特許当局が同人に対し、発明の新規性又は特許性の審査に関して通知した事項を特許庁に報告するよう要求されるものとする。特許庁は庁指令によって、当該通知書の写し又は先の出願の審査に関する情報は受領していない旨の申立書を提出するよう出願人に要求することができる。

出願審査が特許法第 74 条第 2 段落に従って外国特許当局によって行われ、かつ、フィンランド特許庁が当該当局との間で審査結果その他の情報を交換する協定を締結している場合には、特許庁は、当該外国特許当局に対して先にされた出願に対応する出願の審査を、後者である出願が協定に定められている範囲で処理されるまで、延期することができる。

特許庁は、第 2 段落に従って締結した協定の相手方である特許当局に対しては未だ公開されていない出願に関する書類を通信する権限を有するものとする。ただし、その特許当局が当該書類を公衆が利用できるようにはしないことを保証することを条件とする。

第 29a 条

特許庁が、特許を付与することができると考えられる場合には、特許法第 19 条第 1 段落に基づく通知を出す前に、同庁は出願人に対し、特許を付与する上で使用する予定の文案を示す書類を送付するものとする。特許庁は、特許法第 15 条に基づくそのような事件に関しては、出願人に対し、指定する期間内に意見書を提出すること、及びその書類を同庁に返却するよう求めることができる。

第 30 条

特許の付与は、それに係る出願が特許法第 22 条に基づいて公衆が利用できるようになる前にそれが行われることになる場合に限り、延期することができる。そのような場合において出願人からの請求があったときは、特許の付与は、公衆が特許法第 22 条の規定に基づいて出願を利用できるようになるまで延期することができる。

特許の付与

第 31 条

特許法第 21 条の規定に従って公開された特許明細書の印刷は、出願人が特許法第 19 条第 3 段落に基づく印刷手数料を納付した後速やかに開始されるものとする。

公開される特許明細書は、次の事項を記載していなければならない。

- (1) 出願記録簿における出願の通し番号，特許登録番号及び分類された特許が属している類
- (2) 特許権者の名称及び宛先
- (3) 存在している場合には，出願人によって選任された代理人の名称，住所及び宛先
- (4) 発明者の名称及び宛先
- (5) 発明の名称
- (6) 特許がフィンランド国内出願，国際出願又は国内出願に変更された欧州特許出願の何れに基づくものであるかということ
- (7) 特許がフィンランド国内出願に基づいている場合には，出願の受領日及び出願日
- (8) 特許が国際出願に基づいている場合には，国際出願日及び特許法第 31 条に基づいてフィンランドにおける手続が取られた日又は同法第 38 条第 3 段落に基づいて出願がされたとみなされる日並びに国際出願の番号
- (9) 特許が国内出願に変更された欧州特許出願に基づいている場合には，欧州特許条約に基づく出願日，特許庁が変更のために出願を受領した日及び欧州出願の出願番号
- (10) 優先権が主張されている場合には，優先権の基礎とする先の出願がされた所，出願日及び出願番号
- (11) 出願が分割又は分離から生じている場合には，親出願の通し番号
- (12) 出願が生物学的材料の寄託を含んでいる場合には，その寄託物を保管している機関の表示及び当該機関によって寄託に与えられているアクセスコード
- (13) 出願書類を公衆が利用できるようにされた日
- (14) 特許付与日
- (15) 引用されている文献

第 32 条

特許付与の告示は，引用文献を除いて，第 31 条に基づいて公開される特許明細書に記載されるべき情報を含むものとする。

第 32a 条

特許法第 27b 条の規定による翻訳文の補正に関する告示は，次の事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許権者の名称及び宛先
- (2) 特許に係る登録番号及びその分類
- (3) 発明の名称，及び
- (4) 翻訳文及びその公開手数料を特許庁が受領した日

異議申立

第 33 条

特許法第 24 条に基づく異議申立書は、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 異議申立人の名称及び宛先
- (2) 提起する異議申立の対象である特許の登録番号、特許権者の名称及び発明の名称
- (3) 異議申立人が特許の取消を求めているか、又は特許保護が一定の範囲に減縮されることを要求しているかということ
- (4) 特許法第 25 条第 1 段落に記載されている事由の内の何れが異議申立の理由とされているか、及び他のどのような事由が異議申立理由として提示することができるかということ、及び
- (5) 異議申立人が代理人を選任している場合には、代理人の名称、住所及び宛先

異議申立書及び付属物を含め、特許権者又は異議申立人によるその後の通信は、特許庁が要求する通数を提出しなければならない。

異議申立人が代理人を選任している場合には、代理人はその授權を証明しなければならない。

第 34 条

異議申立の特許法第 24 条第 1 段落に定められている方法によってはされなかった場合には、その異議申立は認められない。提起する異議申立の対象である特許が異議申立期間内に特許庁に提出される書類において特定されない場合、異議申立をした者を確認することができない場合又は第 33 条第 1 段落(4)に挙げる事項がその書類に記載されていない場合も、異議申立は認められない。

異議申立に関するそれ以外の規定が異議申立をしたときに遵守されていない場合には、特許庁は、所定期間内に不備を是正するよう異議申立人に求めるものとする。所定期間内における是正の不履行は、異議申立は認めることができないものとして拒絶される結果を生じる。

第 35 条

異議申立人が提出したすべての通信の写しは、特許権者に送付されるものとする。

特許権者が異議申立に関する答弁書を提出した場合には、特許庁は、その通信の更なる交換の必要性について決定しなければならない。

第 36 条

特許庁が、特許法第 53a 条第 1 段落に基づく請求の承認に対する障害はないと考えたときは、特許庁はこの事実を特許所有者に通知する。特許所有者は、その後 2 月以内に同法第 53d 条第 2 段落において言及した書類を特許庁に提出しなければならない。特許所有者が所定期間内に、特許減縮の基礎とする書類を提出せず、また、第 53d 条第 2 段落において言及した納付をしない場合には、減縮請求は、取り下げられたものとみなす。

特許法第 52 条第 2 段落の規定による、特許を減縮する旨の裁判所の決定が法的効力を生じたときは、特許所有者は、特許庁によって与えられる 2 月の期間内に、明細書、図面があるときは、その図面及び減縮された特許クレームを公開のために特許庁に提出しなければならない。特許公開のための印刷はその後、できるだけ早く開始されるものとする。減縮された特

許クレームが特許庁に提出された場合において、必要なときには、特許庁はそれがフィンランド語及びスウェーデン語によって利用できるようにするものとする。

第 36a 条

特許法第 53d 条第 2 段落による特許公開は、下記事項を表示するものとする。

- (1) 出願に関する日誌番号並びに特許の登録番号及び分類
- (2) 特許所有者の名称及び宛先
- (3) 特許所有者が代理人を選任している場合には、同人の名称、住所及び宛先
- (4) 発明者の名称及び宛先
- (5) 発明の名称
- (6) 特許がフィンランド国内出願、国際出願又は国内出願に変更された欧州特許出願の何れに基づいているのかについての情報
- (7) 特許がフィンランド国内特許出願に基づいている場合には、出願の受領日及び出願日
- (8) 特許が国際特許出願に基づいている場合には、国際出願日及び特許法第 31 条に従いフィンランドにおける手続が取られた日又は同法第 38 条第 3 段落に基づいて出願がされたとみなされる日並びに国際出願番号
- (9) 特許が国内出願に変更された欧州特許出願に基づいている場合には、欧州特許条約に基づく出願日、特許庁が変更のための出願を受領した日並びに欧州特許出願の出願番号
- (10) 優先権が主張されている場合には、優先権の基礎とされている先の出願がされた所、出願日及び出願番号
- (11) 出願が分割又は分離の方法で行われていた場合には、基礎出願に係る日誌番号
- (12) 出願が生物学的材料の寄託を伴っている場合には、その寄託先である機関の表示並びに当該機関がその寄託に対して発行した番号
- (13) 出願書類を公衆が利用できるようにされた日
- (14) 特許の付与日
- (15) 引用された文献
- (16) 特許を減縮するための請求書の提出日、及び
- (17) 特許を減縮する旨の許可の付与日

第 36 条第 2 段落において言及した特許公開は、第 1 段落にいう情報を含めるものとするが、ただし、(17)にいう情報及び裁判所が特許を減縮する法的効力のある決定をした日についての情報を除く。

第 37 条 廃止

特許登録簿

第 37a 条

特許登録簿は、特許庁が付与した特許及びフィンランドにおいて法的効力を有する欧州特許に関する情報を含むものとする。

第 38 条

フィンランドにおいて特許が付与されたときには、その特許は特許登録簿に記録されるものとする。それに関しては、引用された文献を除いて、第 31 条に基づいて特許明細書に表示される事項が特許登録簿に記録されるものとする。

第 38a 条

欧州特許は、欧州特許庁が特許の付与を公告し、かつ、出願人が特許法第 70h 条第 1 段落の規定に従って翻訳文の提出及び手数料の納付をしたとき、登録簿に記録する。

それに関しては、下記事項を登録簿に記録する。

- (1) 欧州特許庁が特許を付与する旨の決定を告示した日
- (2) 特許法第 70h 条第 1 段落に基づいて翻訳文及び手数料が受領された日及び翻訳文についての告示が公告された日
- (3) 特許期間の開始日
- (4) 第 31 条第 2 段落 (1) から (5) まで、(10) 及び (13) に指定されている項目に対応するもの
欧州特許庁が欧州特許を取り消す又は文言を補正して維持する、又は抹消する旨の最終決定をした場合には、その事実を登録簿に記録する。特許が文言を補正した形で維持された場合において、特許所有者が特許法第 70h 条第 1 段落に基づき翻訳文を提出し、所定の手数料の納付をしたときは、その事実を登録簿に記入する。

第 1 段落又は第 3 段落において言及した翻訳文についての訂正が提出された場合には、それが生じた日及び訂正について公告した日を登録簿に記入する。

欧州特許に関し、フィンランドにおいて効力を生じた減縮は登録簿に記録するが、その時期は、欧州特許庁がその欧州特許の減縮について公告し、減縮された特許の翻訳文が提出され、かつ、手数料が納付されたときとする。それに関しては、下記事項を記録する。

- (1) 欧州特許庁がその欧州特許の減縮を公告した日、及び
- (2) 特許法第 70t 条第 2 段落の規定による翻訳文及び手数料が受領された日及びその翻訳文についての公告がされた日

欧州特許が特許法第 70t 条第 3 段落の規定により取り消され場合には、それについて登録簿に記入する。

第 38b 条

付与された特許に対して異議申立がされた場合には、それについての記事を特許登録簿に記録する。当該記入は、下記事項を含むものとする。

- (1) 異議申立人の名称及び宛先
- (2) 異議申立人が代理人を選任している場合には、代理人の名称、住所及び宛先
- (3) 異議申立をした日

異議申立に関する最終決定は、特許登録簿に記録する。それに関しては、決定日及び決定の主要な内容を登録簿に記録する。

第 39 条

異議申立を事由として行われた決定に関する特許法第 25 条第 5 段落に基づく告示は、特許の登録番号及び分類、発明の名称、特許権者の名称並びに当該決定日を含むものとする。

第 40 条

更新手数料の納付及び手数料の納付についての承認された猶予は、登録簿に記録する。特許法 51 条に基づいて特許が失効した場合には、その特許が有効であることを停止した日を登録簿に記録する。

更新手数料が所定期間内に納付されたとみなされるべきことにするための、特許法第 71a 条に基づく請求は、遅滞なく登録簿に記録するものとする。当該請求に関する最終決定もまた、記録する。

第 41 条

特許庁に対してされた届出であって、人が特許の無効を宣言させるために、特許を移転させるために、又は強制ライセンスを取得するために訴訟を提起した旨のものは登録簿に記録するものとする。

事件に関する決定書の謄本が、市場裁判所における訴訟手続に関する法律第 4 章第 23 条又は特許法第 66d 条に従って特許庁に送付された場合には、この事実を登録簿に記録する。その決定が確定したときは、記入は、決定の主な内容が明らかになるような方法で行わなければならない。

特許が特許庁若しくは裁判所において減縮された場合又は特許が特許庁によって抹消された場合には、特許登録簿にそれについての記入をしなければならない。特許が減縮された場合には、そのクラスを添えて、減縮が行われた日を記録しなければならない。特許が抹消された場合には、抹消日が登録簿に記録されなければならない。

第 42 条

特許の移転、ライセンス付与又は質権設定に関する、登録簿への特許法第 44 条に基づく記入は、権利所有者の名称、住所及び宛先並びにその移転又はライセンス若しくは権利の付与に係る日を含むものとする。ライセンスの場合には、請求があったときは、追加のライセンスを付与する特許所有者の権利が制限されているか否かについて記載するものとする。移転又はライセンス付与又は質権設定の登録に係る問題について直ちに決定することができない場合においても、記録することを請求された旨を、登録簿に記入するものとする。

債務を負担させるための特許の差押は、報告があったときに、登録簿に記録する。

代理人に関して報告された変更は、登録簿に記録する。

第 17b 条第 3 段落にいう寄託物の移転についての通知又は第 17c 条第 3 段落にいう生物学的材料の新たな寄託の受領証を特許庁が受領した場合には、その移転又は新たな寄託を登録簿に記録する。

第 42a 条

自動データ処理を使用して作成された特許庁の決定は、機械的に署名することができる。

特許登録簿又は特許庁の出願記録に関して発行される書類であって、自動データ処理を使用して作成されたものは、機械的に署名することができる。このことはその書類に表示するものとする。

特許庁が発行する公告

第 43 条

特許事項に関する告示は、特許庁が発行する刊行物によって公告する。

訴訟を提起するための特別な権利

第 44 条

特許法第 52 条第 4 段落の意味での所轄機関は，公訴官とする。ただし，国家評議会が特定の理由により，訴訟をするために他の公務員を指名するときは，この限りでない。

国際特許出願の受理官庁

第 45 条

特許庁は、国際出願に関し、その出願人又は複数の出願人の 1 がフィンランド国民、フィンランドに住所を有する自然人、フィンランド法によって設立された法人又はフィンランドにおいて事業を営む者である場合には、受理官庁として行動する。当該出願人はまた、国際特許出願を欧州特許庁又は世界知的所有権機関の国際事務局に対してもすることができる。

第 46 条

特許庁は受理官庁としての資格において、特許協力条約及びその規則に従い、国際出願の受理、検査及び送付をするものとする。

特許庁が国際特許出願の受理官庁として行動をする場合には、出願人は下記手数料を納付しなければならない。

- (1) 出願の受理から 1 月以内に、特許協力条約に基づく規則第 15.1 規則にいう国際出願手数料
- (2) 出願の受理から 1 月以内に、特許協力条約に基づく規則第 16.1 規則にいう調査手数料
- (3) 出願の受理から 1 月以内に、特許協力条約に基づく規則第 14.1 規則にいう送付手数料、及び
- (4) 優先年の終了から 2 月以内に、優先権の回復に関する、特許協力条約に基づく規則第 26 の 2.3 規則にいう手数料

国際手数料が出願の受理後であるが、ただし、納付がされる前に増額された場合には、当該手数料は、出願の受理日から 1 月以内に増額なしで納付することができる。

第 2 段落にいう手数料が所定期間内に納付されなかった、又は納付期間の終了時に全額が納付されていない場合には、特許庁は出願人に対して、それに係る求めの発行から 1 月以内に未払金額を納付するよう求めるものとする。

第 47 条

出願人の請求及び明示して定められている手数料の納付があったときは、特許庁は、特許庁に先に提出されている出願書類の書面が規則第 17.1(b)に基づいて、世界知的所有権機関の国際事務局に送付されるようにしなければならない。手数料は、上記規則に基づく請求をするための期間内に納付しなければならない。

第 48 条

特許庁に対してする国際出願は、1 通を提出するものとする。それらの書類は、フィンランド語、スウェーデン語、英語又は特許庁が受け入れる他の言語によって作成しなければならない。国際出願の願書は英語によるものとし、実際の出願書類がフィンランド語又はスウェーデン語によって作成されているときも同様とする。

第 49 条

特許庁に対してされた国際出願については、別個の記録が調製されるものとする。その記録は、公衆が利用できるようにはされないものとする。

第 50 条

フィンランドに住所を有さない出願人は、欧州経済地域に居住しており、その出願に関する事項について特許庁に対して出願人を代表する権原を有する代理人を選任しなければならない。

第 51 条

国家防衛にとって重要な発明に関する法律(法律 551/67)によって妨げられない場合には、特許庁は、その受領した国際出願を特許協力条約及びその規則に従って世界知的所有権機関の国際事務局に送付するものとする。

国際特許出願の国際事務局への送付

第 51a 条

特許庁が、特許協力条約の締約国に住所を有している、又は締約国の国民である出願人によって同庁にされた国際出願の受理を管轄していない場合には、特許庁は遅滞なく、その出願を特許協力条約及びその規則に従って国際事務局に送付する。

これに関しては、出願人は、出願書類の提出日から 1 月以内に、特許協力条約に関する規則第 19.4 規則にいう送付手数料を納付しなければならない。そのように国際事務局のために受理された出願は、その国際出願が特許庁に提出された日に受理れたものとみなされる。

国際特許出願の手続遂行

第 52 条

国際特許出願が特許法第 8 条第 5 段落に挙げた言語以外の言語によってされていた場合には、出願の翻訳文が、特許法第 31 条に基づき出願手続をするために、又は特許法第 38 条第 1 段落に基づく再審理を請求するために、要求される。そのような場合には、翻訳文に関する本規則第 3 条の規定が遵守されるものとする。

第 52a 条

出願人が、国際出願をする手続に関して特許法第 31 条によって要求されているすべての措置を講じたが、特許庁が国際事務局から出願の受理についての通知を受け取っていない場合には、特許庁は、それについて国際事務局に通知しなければならない。

第 52b 条

特許法第 34 条にいう期間は、特許法第 31 条第 1 段落に定められている、国際特許出願についての手続をするための期間の終了から 4 月である。

第 52c 条

特許法第 38 条第 1 段落に基づく再審理請求書は、受理官庁又は国際事務局が出願人に対して同段落にいう決定の通知書を送付した日から 2 月以内に提出しなければならない。

出願人が第 1 段落にいう通知をその通知書に付された日付から 7 日以上経ったときに受領したのを証明することができる場合には、その期間は、通知書の日付と出願人が通知書を受領した日との間に経過した日数だけ延長されるものとする。ただし、前記の 7 日の期間は、延長期間から差し引かれるものとする。

補充的保護証明書

第 52d 条

補充的保護証明書に関する規定は、特許法第 70a 条に記載されている。

「補充的保護証明書について規定する規則」とは、医薬品に関する補充的保護証明書について規定する欧州議会及び理事会規則 (EC) No 469/2009 及び植物保護製品に関する補充的保護証明書の採択についての欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1610/96 のことをいう。

第 52e 条

補充的保護証明書を求める、及び医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請は、書面で提出しなければならない。

申請書には、申請人又はその代理人が署名しなければならない、また、申請書は、それに関連する規則第 8 条に定められている事項を含んでいなければならない。複数の者が共同で補充的保護証明書の申請をする場合には、申請書はまた、特許庁からの通信を申請人全員の代表として受け取ることができる者又は複数の申請人が代理人を選任している場合には、共同してその授権をした者についての陳述を含んでいなければならない。

更に、申請人は、申請の処理に必要な場合には、その製品に関する追加情報を特許庁に提供しなければならない。

第 52f 条

申請書は、言語に関する適用法規を遵守してフィンランド語又はスウェーデン語によって作成しなければならない。申請書の添付書類が上記言語以外の言語によって作成されている場合には、特許庁は、翻訳文がフィンランド語又はスウェーデン語によって提出されるよう要求することができる。

第 52g 条

特許庁は、提出された申請書についての記録を調製する。関連規則第 9 条 (2) に記載されている事項に加え、個々の申請に関して下記事項を記録簿に記入する。

- (1) 申請についての通し番号及び申請日
- (2) 申請人が代理人を選任していた場合には、代理人の名称、住所及び宛先
- (3) その事件に関してされた通信及び納付された手数料、及び
- (4) その事件に関して下された決定

当該申請に関する記録簿及び書類は、公衆が利用できるようにされるものとする。

第 52h 条

補充的保護証明書を求める、及び医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請について告示の公告に関する規定は関連規則第 9 条に定められている。告示はまた、補充的保護証明書の申請についての通し番号及び申請日も含まなければならない。

第 52i 条

補充的保護証明書又は医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請は、

他の製品又は他の基本特許に関係するように補正することができない。

第 52j 条

申請を処理するとき、特許庁は、補充的保護証明書の申請が関連規則第 3 条(1)(d)に定められている条件を満たしているかを確認しない。

第 52k 条

特許法第 15 条及び第 16 条の規定は、関連規則第 10 条(3)にいう期間について適用する。

第 52l 条

補充的保護証明書及び医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長についての告示の公告に関する規定は、関連規則第 11 条に定められている。告示はまた、補充的保護証明書の申請に関する通し番号及び申請日も含んでいなければならない。

補充的保護証明書は、第 1 段落に掲げた事項も含んでいなければならない。

第 52m 条

特許庁は、付与した補充的保護証明書の登録簿を調製する。登録簿には、第 52l 条第 1 段落に掲げた事項が記録され、また、特許権者が代理人を選任している場合には、代理人の名称、住所及び宛先が記録されなければならない。更に、第 40 条から第 42 条までの規定を適用する。

第 52n 条

補充的保護証明書の申請又は医薬品に関する補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請が最終決定によって拒絶された場合又は取り下げられたとみなされる場合には、この事実についての告示が公告されなければならない。告示はまた、第 52h 条に掲げる事項を含んでいなければならない。

第三者の請求により、関連規則第 14 条(d)に従って補充的保護証明書の失効が決定されたときは、特許庁は、補充的保護証明書が失効したという事実についての告示を公告する。

第 52o 条

補充的保護証明書に関しては、所定の更新手数料を、基本特許の終了後に始まる個々の手数料年度について納付しなければならない。

更に、更新手数料の納付に関しては、特許法第 41 条第 1 段落及び第 3 段落の規定を準用する。

第 52p 条

補充的保護証明書の申請人及び特許権者であって、フィンランドに住所を有さない者は、特許法第 12 条及び第 71 条に定めるとおりに、欧州経済地域に在住する代理人を選任しなければならない。

欧州特許出願の受領

第 52q 条

欧州特許出願が特許庁に提出された場合には、特許庁は、出願書類に出願日を記入し、出願人に書類受領証を交付し、かつ、欧州特許庁にこの旨を通知するものとする。

その出願は、国家防衛上重要な発明に関する法律(法律 551/67)に別段の定めがあるときを除き、欧州特許条約第 77 条に従って欧州特許庁に送付されるものとする。

欧州特許出願の国内出願への変更

第 52r 条

特許庁が欧州特許条約第 135 条(2)に基づく欧州特許出願の国内出願への変更請求書を受け取ったときは、特許庁は直ちに、請求書を出願書類の写しと共に、請求書に指定されている国(複数)の特許当局に送付するものとする。

第 52s 条

特許庁が、欧州特許条約第 135 条に基づく国内出願への変更のために送付された欧州特許出願の書類を受け取ったときは、特許庁は直ちにその旨を出願人に通知しなければならない。特許法第 70s 条第 1 段落及び第 2 段落に基づく出願手数料及び翻訳文は、上記第 1 段落に基づいて特許庁が出願人に通知書を送付した日から 3 月以内に、特許庁によって受領されなければならない。出願手数料は、特許法第 8 条に基づく出願手数料と同じ方法によって計算する。

備えるべき欧州特許出願の記録簿

第 52t 条

特許庁は、特許法第 70n 条に従って翻訳文が提出された欧州特許出願に関し、公衆が利用することができる独立した記録簿を調製する。

個々の出願に関して記録簿に記入する事項は、出願の通し番号、出願人の名称及び宛先並びに特許庁が翻訳文又は補正された翻訳文を受け取った日及び翻訳文又は補正された翻訳文の提出についての告示が公告された日を含む。更に、出願日として付与された日付並びに第 7 条第 2 段落(4)から(6)まで、(10)及び(11)にいう事項を記入する。

特許法第 70h 条第 1 段落の規定による翻訳文が提出されたときは、その事実並びに翻訳文の提出に関する告示が公告された日を記録簿に記入する。同じ規定を、特許を特許登録簿に記入する前に提出された翻訳文の補正に適用する。

特許法第 70t 条第 2 段落の規定による翻訳文が提出されたときは、それについて記録簿に記入する。

欧州特許及び欧州特許出願に関する翻訳文

第 52u 条

特許法第 70h 条に基づく翻訳文には、発明の名称、特許の登録番号並びに特許権者の名称及び宛先の表示が添付されていなければならない。これらの事項が翻訳文に添付されていない場合には、翻訳文は提出されなかったとみなす。

第 52v 条

特許法第 70n 条に基づく翻訳文は、出願番号並びに出願人の名称及び宛先の表示を付記しなければならない。その要件が満たされない場合には、翻訳文は、提出されなかったものとみなされる。

第 52x 条

特許法第 70h 条に基づく翻訳文に関する告示は、下記事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許の登録番号及びその分類
- (2) 特許権者の名称及び宛先
- (3) 発明の名称
- (4) 特許出願の出願日
- (5) 欧州特許庁が特許の付与に関する記事又は特許を補正された形で維持する旨の決定を公告した日
- (6) 優先権が主張されている場合には、優先権の基礎とされている出願が行われた所、出願日及び出願の通し番号

特許法第 70n 条に基づく翻訳文に関する告示は、下記事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許出願の通し番号及び分類
- (2) 特許権者の名称及び宛先
- (3) 発明の名称
- (4) 特許出願の出願日、及び
- (5) 先の出願の優先権が主張されている場合には、優先権の基礎とされている先の出願が行われた所、出願日及びその通し番号

特許法第 70t 条第 2 段落に基づく翻訳文に関する告示は、次の事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許の登録番号及び分類
- (2) 特許所有者の名称及び宛先
- (3) 発明の名称
- (4) 特許出願の提出日、及び
- (5) 欧州特許庁がその特許を減縮する旨の決定を公告した日並びに特許庁が翻訳文及びその公開手数料を受領した日に関する情報

第 52y 条

特許法第 70q 条に基づいて翻訳文を訂正するときは、出願人は、訂正箇所を明示している、書き直した文面による書類を提出しなければならない。翻訳文の訂正には、特許又は特許出

願の番号並びに特許権者又は出願人の名称及び宛先の表示が付記されていなければならない。
これらの事項が欠落している場合には、翻訳文の訂正は提出されなかったものとみなす。
特許法第 70q 条第 1 段落に基づく翻訳文の訂正に関する告示は、次の事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許の登録番号及び分類
- (2) 特許権者の名称及び宛先
- (3) 発明の名称
- (4) 翻訳文の訂正及び公開手数料を特許庁が受領した日

特許法第 70q 条第 2 段落に基づく翻訳文の訂正に関する告示は、次の事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許出願の通し番号及び分類
- (2) 特許出願人の名称及び宛先
- (3) 発明の名称、及び
- (4) 特許庁が翻訳文の訂正を受領した日

第 52z 条

特許法第 70t 条第 2 段落にいう翻訳文は、欧州特許庁が特許の減縮に関する通告を公告した日から 3 月以内に特許庁に提出し、かつ、納付をしなければならない。

第 1 段落にいう翻訳文は、明細書、図面(存在する場合)及び補正された特許クレームを含んでいなければならない。特許の登録番号並びに特許所有者の名称及び宛先に関する情報を、その翻訳文に添付するものとする。

特許法第 70t 条第 2 段落の意味での翻訳文は、第 1 段落及び第 2 段落の規定が遵守されない限り、提出されたものとはみなされない。

経過規定

命令 595/1994 は、1994 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、補充的保護証明書が理事会規則第 19 条(3)に従って申請された場合には、手数料年度は、第 52h 条に従って証明書を求める申請が公告された日に開始する。その場合には、初年度の年次手数料の納付期日は、上記の日から 2 月となる。

命令 104/1996 は、1996 年 3 月 1 日から施行する。

この命令は、この命令の施行後にされた出願に適用する。

命令 246/1997 は、1997 年 4 月 1 日から施行する。

第 12 条の中の、廃止された第 3 段落は、本規則の施行前にされた特許出願に適用する。

特許出願が相互に独立した 2 以上の発明を含んでいるという事由によって、この命令のの施行前に減縮されていた場合には、減縮がされた時に効力を有していた第 22 条第 2 段落を分割出願に適用する。

命令 1200/2004 は、2005 年 1 月 1 日から施行する。

命令 144/2006 は、2006 年 3 月 6 日から施行する。

この命令の第 10 条第 1 段落は、本規則の施行前にされた出願であって、その優先権の基礎とされている優先日から 15 月の期間が未だ終了していなかったものものに適用する。

命令 1118/2007、2007 年 12 月 13 日から施行する。

命令 No. 1097/2011 は、2011 年 11 月 1 日から施行する。

命令 No. 580/2013 は、2013 年 9 月 1 日から施行する。